グリーン購入法の手引

〔オフィス家具等〕

第12版
2023年4月

環境に配慮した
オフィスをつくろう

JOIFA
一般社団法人 日本オフィス家具協会

Contents

目次

01	**オフィス家具等に関する特定調達品目及びその判断基準について**	
01-1	オフィス家具等の品目及び判断基準等	1
01-2	品目の考え方	3
01-3	判断基準の考え方	3
02	**オフィス家具等の特定調達品目の目安一覧表**	4
03	**グリーン購入法特定調達品目の解釈と具体例（写真）**	
03-1	いす	6
03-2	机	10
03-3	棚	12
03-4	収納用什器（棚以外）	14
03-5	ローパーティション	16
03-6	コートハンガー	18
03-7	傘立て	19
03-8	掲示板	20
03-9	黒板	22
03-10	ホワイトボード	24
03-11	個室ブース	26
03-12	ディスプレイスタンド	28

JOIFA ではグリーン購入法適合を示す
会員企業の「グリーンマーク」を制定しました。

グリーン購入法「国家による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」が施行され、国等は環境負荷の少ない製品を購入いたします。地方自治体・企業等に対しても同様の製品購入に努めるよう要請しております。

01 オフィス家具等に関する特定調達品目及びその判断基準について

01-1 オフィス家具等の品目及び判断基準等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針：2023年2月閣議決定）

（1）品目及び判断の基準等

■品目　● いす　● 机　● 棚　● 収納用什器（棚以外）　● ローパーティション　● コートハンガー　● 傘立て　● 掲示板　● 黒板　● ホワイトボード　● 個室ブース　● ディスプレイスタンド

■判断の基準

● 次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。

①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあっては、イ及びウの要件を満たすこと。

ア．区分ごとの基準を上回らないこと。

イ．単一素材分解可能率が90%以上であること。

ウ．表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。

②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア．再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。

イ．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア．間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。

イ．間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

ウ．上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

エ．材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/㎡ h 以下又はこれと同等のものであること。

④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。

ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。

イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

ウ．上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。

⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

■配慮事項

①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。

③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。

④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。

⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。

⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

⑦ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。

⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■備考

1. 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2.「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。

3. 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率（%）＝単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

①盗難、地震や操作上起こり得る転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）

②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

③日本産業規格（以下「JIS」という。）又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

4.「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

5.「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6.「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル

※赤い文字は前年度より変更または、追加された部分です。

全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7. 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
8. 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。
9. 放散速度が 0.02mg/㎡ h 以下と同等のものとは、次によるものとする。
   ア. 対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。
   イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

10. 判断の基準③イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。
11. 判断の基準④ウについては、クリーンウッド法の対象物品 以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。
12. 判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。
13. 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
14. 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものとする。
15. 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。
16. オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。
17. 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
   ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年2月 18 日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
   イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

   ただし、平成 18 年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区　分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。
機能重量の基準＝棚板重量（kg）÷ 棚耐荷重（kg）

表 2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

（2）目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

※赤い文字は前年度より変更または、追加された部分です。

01-2 品目の考え方

（1）特定調達品目に関して

「特定調達品目」とは、「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類」であり、原則としては、国等の機関で一般的に購入される種類のものが対象となる。

（2）目標の立て方

①主として事務用（会議・接客を含む）に使用される製品が対象となる。
②教育用、実験用、医療介護用、文化施設用、店舗用等の用途別家具はその製品の特性に応じて品目に含まれるか否かを判断することが必要である。
③家庭用、保養・娯楽用、乳・幼児用の家具は品目の対象とはならない。
④調達形態の区分からは物品購入される製品が対象であり、工事調達される製品は品目の対象とはならない。
⑤機能が重複する製品は主たる機能を占める品目に分類する。
（例：収納機能が付いたカウンターは主たる機能が天板面にあり、机に分類する。）
⑥オプション品、付属品、部品単体は原則として品目の対象としない。

01-3 判断基準の考え方

（1）金属に関して

金属とは鉄（鉄・ステンレス）、非鉄（アルミニウム、亜鉛等）を含むものとする。
①大部分の材料が金属とは金属95%以上のことをさし、判断基準①の適用は棚又は収納什器（収納庫）およびディスプレイスタンドの品目が対象となる。
②棚又は収納什器およびディスプレイスタンドで金属が95%未満の製品は判断基準①の対象でなく②から④のいずれかの適用となる。

（2）プラスチックに関して

①プラスチックの定義については、原則として以下のJISの定義による。
「プラスチック－用語」（JIS K 6900）
プラスチック(名詞):必須の構成部分として高重合体を含みかつ完成製品への加工のある段階で流れによって形を与え得る材料。
注1. 同様に流れによって形を与え得る弾性材料はプラスチックとしては考えない。
②熱硬化性樹脂もプラスチックとして重量カウントする。
③メラミン化粧板の場合はプラスチック35%、紙65%の重量比で、プラスチック、紙としてそれぞれ重量カウントする。
④プラスチックの強化材としてガラス繊維を使用している場合は、ガラス繊維の重量を除いたものをプラスチックの重量としてカウントする。
⑤プラスチックと他の材料との複合材の考え方も上記③、④と同様で、判断基準に示される他の材料（木質、紙）との複合材の場合には、重量比に応じて各材料の重量を算出。また、判断基準に示されない材料との複合材の場合には、重量比に応じてプラスチックのみの重量をカウントする。
⑥合成繊維100%のものは、プラスチックとして重量カウントする。また、合成・天然の混紡の場合は、合成繊維部分のみを重量カウントする。なお、天然繊維100%のものはプラスチックには含めない。
⑦ゴムは天然、合成とも全てプラスチックに当たらず、重量カウントから除く。
⑧塗料、接着剤はプラスチックには含めない。

（3）再生プラスチックに関して

①同一工程内で再生処理するプラスチック（端材、不良品）は再生プラスチックとはしない。
②プラスチックのオフグレード品（期限切れ、品質規格外）で新品のものについては、再生プラスチックとはしない。

（4）木質に関して

①合法材の分別管理体制を行うには、前段階業者からの納入条件として、製品を構成する木質材の全てが合法である旨「確認書」（取引契約書・確認書・覚書等）を受け取ることが必要である。
②但し、次の3点は該当しない。
ア. 廃木材、小径木、低位未利用材及びその二次加工品であるパーティクルボード、ファイバーボード（繊維板）、合板、集成材。
イ. ゴム樹液採取後のゴム木材及びその加工品であるゴム集成材、ゴム合板（ゴム材＝ラバーウッド）。
ウ. 資源の有効利用である合板・製材工場の端材活用の縁材。

※グリーンマーク製品のうち木質材を使用した製品に関しては、指示があった場合には証明書の用意を前提とします。

（5）その他の材料に関して

①判断基準に示されていない材料（ガラス、ロックウール、石膏ボード、ゴム、天然繊維、等）は、主要材料の重量カウントには含まれないものとする。
②収納家具のガラス扉書庫の場合におけるカウントについては、重量構成が重い順にスチール、ガラス、プラスチックの場合は、金属（スチール）を除き、ガラスはカウントに含まずプラスチックを主要材料とする。

（6）保守部品又は消耗品に関して

①基本的な性能を一定期間維持するために、交換、補充用として供給することによりその製品の性能が回復可能な以下の部品。
【キャスター、アジャスター、脚端具、鍵】（同等の性能を有する代用部品を含む）

02 オフィス家具等の特定調達品目の目安一覧表

品目別	いす	机	棚	収納用什器（棚以外）	ローパーティション
形状	座面と脚部で構成される家具	天板面と天板面を支える構造体で構成された家具	箱型以外の形状で軸組又はパネル構造で棚板を有するもの	箱型の構造の家具で扉の有無を問わない	天井との取り合いを持たず、かつ、床から立ち上がって自立して単独で用いられる間仕切
機能	人が腰掛ける	天板面で作業する	物を収納、保管する	物を収納、保管する	自立、連結等によって空間を仕切れる
種類	**回転いす** ・回転いす（自立式） ・議場いす（非自立式：簡易固定式のものは品目の対象） **折り畳みいす** ・折り畳みいす（自立式） ・観覧席いす（非自立式） **固定いす** ・小いす ・スツール ・ラウンジチェア ・安楽いす ・座いす ・ソファー（単体式。タンデムタイプ、ユニットタイプ） ※ソファー（ユニットタイプ）の中間テーブル等は机に分類 ・ベンチ（自立式：非自立式で簡易固定式のものは品目の対象） ・ベンチ（非自立式：簡易固定式のものは品目の対象） **教室用いす** ・生徒用いす ・講義室いす（非自立式：国の調達形態が物品購入主体のものに限る） ※連結机・いすは机に分類（国の調達形態が物品購入主体のものに限る） **特殊いす** ・リクライニングチェア ・ベッド兼用いす（主用途がいすの事務用接客ソファーベッドは品目の対象） ・車いす ・医療用いす ・乳・幼児いす ・ガーデンチェア ・造作いす	**机** ・事務用机 ・脇机 ・連結ミーティングテーブル（デスクシリーズ内の製品） ・ワゴン（机の袖として考えられる製品） ・パソコンデスク ・生徒用机 ・連結机・いす（国の調達形態が物品購入主体のものに限る） ※通常のワゴンは収納・棚の品目参照 **テーブル** ・テーブル ・増連テーブル（テーブルシリーズ内の製品） ・応接テーブル ・機器テーブル（作業面が有るもの） ・座卓（会議集会用） ・ガーデンテーブル ・喫煙テーブル ※通常の機器台は収納・棚の品目参照 **カウンター** ・受付カウンター ・無人型カウンター **台** ・作業台（実験台、調理台等の特殊機器が付属の台は除く） ・演台 ・教卓 ・記載台 ・実験台・調理台（特殊機器が付属の台） ・教壇 ・簡易ステージ	**書架** ・書架（単柱式・複柱式） **物品棚** ・軽量棚 ・中量棚（中軽量棚） ・重量棚 ・積み上げ棚（単柱式・複柱式） ・展示棚（店舗専用） ・陳列棚（店舗専用） **移動棚** ・移動棚（手押式・ハンドル式・電動式） ・スライド棚 **その他** ・雑誌架 ・新聞架 ・パンフレットスタンド ・パソコンラック ・機器ラック ・電話台（箱型以外） ・カウンター（天板付き棚） ・ワゴン（キャスター付き棚） ・テレビ台（箱型以外） ・デスクシェルフ ・ケーブルラック ・台車 ・花台	**システム収納** ・壁面収納 ・移動型（スライド式収納） ※組立式を含む（組立式：組上がりで箱形状になるもの） **キャビネット** ・キャビネット類 ・ファイリング什器類 ・保管庫 ・機器収納（キャスター付きを含む） ・デスク周辺キャビネット ・マップケース ・サイドボード ・食器棚等 ※飾り戸棚等は含まない **ロッカー** ・更衣ロッカー ・用具ロッカー ・シューズロッカー ・コインロッカー ・スクールロッカー等 **小型の収納** ・キーケース ・消火器ボックス ・テレビ台（収納機能のあるもの） ・電話台（収納機能のあるもの） ・展示ケース ・陳列ケース ・ショーケース ・プラントボックス ・スモーキングスタンド類 ・ダストボックス類（文具類で特定調達品目の対象） ・花台 **ワゴン** ・デスクアンダーラック ・デスク周辺ワゴン（デスクの袖引出し専用のものを除く）	**システム型製品** ・ローパーティション・システム【システム展開が可能な一般的なローパーティション。JOIFAの「事務用家具ローパーティション・システム－製品規格」（JOIFA-S003-1997）で定義される範囲】 ・パネル本体 ・扉 ・ワークトップ ・棚板（カウンタートップ含む） ・吊りキャビネット ・ビーム構造【支柱及びビームを主たる構造体とし、必要に応じて間仕切り面を構成できるもの】 ・パネル部を対象とし、ロールスクリーン、カーテンのように一時的に仕切るものは除く。 **自立型製品** ・自立型製品【枠体やパネルで構成される単体の自立式のパーティション、キャスター付きも含む。】 ・複数パネルを有するものもセットコード又は製品コード単位とする。 ・枠体構造であってもシリーズの中に布しか無いような簡易のものは、「簡易な衝立、スクリーン製品」とし、対象外とする。 ・簡易な衝立、スクリーン製品【間仕切の面材として布、スクリーン類の材料のみで構成された簡易な衝立、スクリーン製品】

※グリーン文字は品目の対象です。（黒文字は対象外）
概ねの目安で形状等に応じ判断することが必要です。

コートハンガー	傘立て	掲示板	黒板	ホワイトボード	品目別
囲いのないポール状、バー横渡し状のもの	単体	人に伝えるべき事項を紙等に表示したものを貼り出す又は掲げるボード	色、材質を問わずチョークで描画するボード	黒板以外の各種方式の筆記ボード	形状
衣服を掛けるもの	傘を一時保管しておくもの	掲示することにより、情報を伝達する	板書することで意思を伝達する	板書することで意思を伝達する	機能
・コートハンガー ・衣類用ハンガー ・帽子掛けコートハンガー ・フック類	・傘立て ・傘入れ袋スタンド ・傘入れ袋供給機等	壁掛式 ・壁掛掲示板 ・教室用大型掲示板 （国の調達形態が物品購入主体のものに限る） ・特殊粘着式掲示板 ・2way 掲示板 ・3way 掲示板 自立式 ・両面脚付掲示板 ・片面脚付掲示板 ・壁面用Ｌ脚付掲示板 ・屏風式掲示板 ・特殊粘着式掲示板 ・案内板 （インフォメーションボード） ・展示パネル ・ピクトサイン ・電子掲示ボードシステム （電子機器連動式のため対象外）	壁掛式 ・壁掛黒板 ・教室用大型黒板 （国の調達形態が物品購入主体のものに限る） 自立式 ・両面回転脚付黒板 ・片面脚付黒板 ・壁面用Ｌ脚付黒板 ・案内板	壁掛式 ・壁掛ホワイトボード ・教室用大型ホワイトボード （国の調達形態が物品購入主体のものに限る） ・グリーンマーカーボード ・磁気筆記板 ・電子黒板 （コピーボード、OA ボード） ・ローパーティション対応ボード （組込品を含む） 自立式 ・両面回転脚付ホワイトボード ・片面脚付ホワイトボード ・壁面用Ｌ脚付ホワイトボード ・案内板 ・ミーティングボード ・グリーンマーカーボード ・磁気筆記板 ・電子黒板 （コピーボード、OA ボード） ・デジタルボード （主たる使用目的が筆記よりも映写主体のため対象外） ・インタラクティブボード （主たる使用目的が筆記よりも映写主体のため対象外）	種類
個室ブース	ディスプレイスタンド				品目別
個室空間を囲う主に箱型形状の家具	ディスプレイ固定構造を有するスタンド				形状
内部でWEB会議や集中作業等を行う	ディスプレイを固定する				機能
・クローズ型 ・セミクローズ型 （天井や床の無いもの） ・4面(周り)が囲われていないブース （ローパーティション、椅子、机に該当するものは、当該品目に分類する。） ・面材が布・スクリーン類の材料のみで構成された簡易なブース	・ディスプレイスタンド ・壁、床、天井、他の家具に取付けるものは対象外 ・ディスプレイを固定する機能が無い、単に載せ置くものは対象外 ・デジタルサイネージスタンド （デジタルサイネージ機器としてスタンドを含めた構造のもの。主たる機能がデジタルサイネージ機器のため対象外）				種類

02

03 グリーン購入法特定調達品目の解釈と具体例（写真）

03-1 いす【解釈】

品目の解釈

1. 執務、会議、接客、教育、飲食、休息等の為に人が腰掛ける目的でつくられたもので、座面と脚部で構成される家具であり、付属いすでないもの。
2. いす以外の機器類と合体した場合は、主たる機能を占める方の品目に分類する。
（連結机といすが一体となったものは机、メモ台付いすと中間テーブル付タンデムベンチが一体となったものはいす、とみなす。）
3. 屋外用、屋内用の別を問わない。

カウントの方法

1. タンデムタイプのソファー、ベンチは全体で 1 台とカウント。（中間テーブル等も含め）
2. ユニットタイプのソファー、ベンチは各ユニット毎で 1 台とカウント。（中間テーブル等は机に分類）
3. 生徒用いす等はセット納入するケースもあるが、机、いす各々でカウント。

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
回転いす	・回転いす（自立式）	・付属テーブル天板 ・脱着式肘 ・脱着式メモ台 ・オプションキャスター ・オプションアジャスター	・議場いす（非自立式） （簡易固定式のものは品目の対象）
折り畳みいす	・折り畳みいす（自立式）		・観覧席いす（非自立式）
固定いす	・小いす ・スツール ・ラウンジチェア ・安楽いす ・ソファー （単体式、タンデムタイプ、ユニットタイプ） ・ベンチ（自立式） （非自立式で簡易固定式のものは品目の対象）		・座いす ・ベンチ（非自立式） （簡易固定式のものは品目の対象） ＊ソファー（ユニットタイプ）の中間テーブル等は机に分類
教室用いす	・生徒用いす ・講義室いす（非自立式） （国の調達形態が物品購入主体のものに限る）		＊連結机・いすは机に分類 （国の調達形態が物品購入主体のものに限る）
特殊いす			・リクライニングチェア ・ベッド兼用いす （主用途がいすの事務用接客ソファーベッドは品目の対象） ・車いす ・医療用いす ・乳・幼児いす ・ガーデンチェア ・造作いす

03-1 いす【具体例】

大分類	特定調達品目の対象となる範囲 No	小分類	製品例	備考	オプション・付属品例	特定調達品目の対象とならない範囲 No	小分類	製品例	備考
回転いす	1-1	**回転いす**（自立式）		背なしを含む	付属テーブル天板 脱着式肘 脱着式メモ台 オプションキャスター オプションアジャスター	1-2	**議場いす**（非自立式）		国の調達形態が工事調達主体につき対象外 簡易固定式のものは対象
折り畳みいす	2-1	**折り畳みいす**（自立式）		背なし、メモ台付を含む ネスティングタイプ含む		2-2	**観覧席いす**（非自立式）	（移動観覧席）	国の調達形態が工事調達主体につき対象外
固定いす	3-1	**小いす**（スタックタイプ）（非スタックタイプ）（カウンターチェア）	（スタックタイプ） （非スタックタイプ） （カウンターチェア）	バーカウンター用は対象外			**小いす**（家庭用）		家庭用主体→対象外
	3-2	**座いす**				3-2	**座いす**		娯楽、保養、家庭向け主体につき対象外
	3-3	**スツール**					**スツール**（家庭用）		家庭用主体→対象外

03-1 いす【具体例】

大分類	特定調達品目の対象となる範囲 No	小分類	製品例	備考	オプション・付属品例	特定調達品目の対象とならない範囲 No	小分類	製品例	備考
固定いす	3-4	ラウンジチェア			付属テーブル天板 脱着式肘 脱着式メモ台 オプションキャスター オプションアジャスター		ラウンジチェア（家庭用）		娯楽、保養、家庭向け主体につき対象外
	3-5	安楽いす							
	3-6	ソファー（単体式）（タンデムタイプ）（ユニットタイプ）	（単体式） （タンデムタイプ） （ユニットタイプ） （ソファーベッド）	ユニットタイプの中間、サイドテーブル→机に分類 ソファーベッドは主用途が事務用接客ソファーの場合のみ対象			ソファー（家庭用）	（カウチ）	家庭用主体→対象外
	3-7	ベンチ（単体式）（タンデムタイプ）（ユニットタイプ）	（単体式） （タンデムタイプ） （ユニットタイプ）	屋外用も置き式、簡易固定式の場合は対象					
						3-8	ベンチ（非自立式）	 	国の調達形態が工事調達主体につき対象外 簡易固定式のものは対象
教室用いす	4-1	生徒用いす							
	4-2	講義室いす（非自立式）	 （連結机・いす）	国の調達形態が物品購入主体のもののみ対象工事調達主体のものは対象外 連結机・いすの「机部」、「机・いすの合体した部分」は机に分類					

03-1 いす【具体例】

大分類	特定調達品目の対象となる範囲				特定調達品目の対象とならない範囲				
	No	小分類	製品例	備考	オプション・付属品例	No	小分類	製品例	備考
特殊いす						5-1	リクライニングチェア		娯楽、保養、家庭向け主体につき対象外
						5-2	ベッド兼用いす	（ベッドチェア） （家庭用ベッド）	医療・介護用主体、家庭用主体→対象外 主用途が事務用接客ソファーの場合のみ対象
						5-3	車いす		介護専用→対象外
						5-4	医療用いす		医療専用→対象外
						5-5	乳・幼児いす		乳・幼児用→対象外
						5-6	ガーデンチェア		娯楽、保養、家庭向け主体につき対象外
						5-7	造作いす	現場造作・施工タイプのいす	国の調達形態が工事調達につき対象外

当表中の用語の定義

- 回転いす　：座面が脚部に対して回転するいす（背なしを含む）
- 折り畳みいす：非使用時に、座面、脚部、背もたれ等を折り畳むことのできるいす（背なしを含む）
- 固定いす　：座面が脚部に固定されたいす
- 小いす　：一人用の小ぶりの背つき固定いす（スツール、ラウンジチェアー、安楽いすを除く）
- スツール　：一人用の背なしのいす（回転いす、折り畳みいすを除く）
- ラウンジチェア：社交室・談話室用のいす
- 安楽いす　：クッションの効いた、ゆったりとした背もたれ付の一人用いす
- ソファー　：クッションの効いた、ゆったりとした背もたれ付の長いす
- ベンチ　：ソファーを除く長いす（背なしを含む）

03-2 机【解釈】

品目の解釈

1. 執務・会議・接客・教育等の行為に使用し、天板面と天板面を支える構造体で構成された家具。
2. テーブル、カウンター、台やキャスター付きの製品を含む。
3. 机以外の機器類と合体した製品は主たる機能を占める方の品目に分類する。
   例：連結机・イスは主たる機能が学習行為であり、机に分類する。
   例：収納機能がついたカウンターは主たる機能が接客行為であり机に分類する。
4. 机のシリーズに含まれる連結テーブルは連結ミーティングテーブルのように、行為を伴う機能を有する製品に限り、机の品目の対象範囲とする。
5. 机のシリーズに含まれるワゴンは、机の袖と考えられる製品は机の品目の対象範囲とする。

カウントの方法

1. 天板面を基準に自立するユニットを基本ユニットとして 1 台とカウントする。
   例：6 人用のテーブルも 1 台とカウントする。
2. 増連されるユニットに関しては製品コード単位ごとに増連ユニットをプラス 1 台とする。
   例：2 連増連された場合は基本ユニット 1 台＋増連ユニット 2 台＝ 3 台
3. デスクや会議テーブルに連結されるテーブルは天板面を基準に製品コード単位で 1 台とする。
4. 連結机・イスの場合は天板面を基準に机の品目として 1 台とカウントする。
   例：次ページに示される連結机・イスは机 2 台、イス 1 台とカウントする。

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
机	・事務用机 ・脇机 ・連結ミーティングテーブル（デスクシリーズ内の製品） ・ワゴン（机の袖として考えられる製品） ・パソコンデスク ・生徒用机 ・連結机・いす（物品購入が主体の製品）	・机上パネル（床から立ち上がり、ローパーティションの定義を満たすパネルはローパーティションの品目参照） ・拡張天板 ・オプション棚 ・机用アクセサリー（取り付け電話台、トレー等） ・カウンター天板 ・配線オプション（コンセント、ケーブル等） ・照明器具（照明で特定調達品目の対象）	＊通常のワゴンは収納・棚の品目参照
テーブル	・テーブル ・増連テーブル（テーブルシリーズ内の製品） ・応接テーブル ・機器テーブル（作業面が有るもの） ・座卓（会議集会用）		・ガーデンテーブル ・喫煙テーブル ＊通常の機器台は収納・棚の品目参照
カウンター	・受付カウンター ・無人型カウンター		
台	・作業台（実験台、調理台等の特殊機器が付属の台は除く） ・演台 ・教卓 ・記載台		・実験台・調理台等（特殊機器が付属の台） ・教壇 ・簡易ステージ

03-2 机【具体例】

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
机	事務用机 脇机 連結ミーティングテーブル（デスクシリーズ内の製品） ワゴン（机の袖として考えられる製品） パソコンデスク 生徒用机 連結机・イス（物品購入が主体の製品） 	机上パネル 拡張天板 オプション棚 机用アクセサリー 	
テーブル	会議テーブル 増連テーブル（テーブルシリーズ内の製品） 応接テーブル 機器テーブル（作業面があるもの） 座卓（会議・集会用） 	カウンター天板 配線オプション 	ガーデンテーブル 喫煙テーブル
カウンター	受付カウンター 無人型カウンター 	照明器具 →照明で特定調達品目の対象 	
台	作業台 演台 教卓 記載台 		実験台 調理台 教壇 簡易ステージ

03-3　棚【解釈】

品目の解釈

1. 箱型以外の形状のもので、軸組又はパネル構造で棚板を有するもの。
（主要構造部を棚部材で構成するものを含む。例：ワゴン＝キャスター付き棚構造のもの）
2. 図書及び物品等を収納することを目的とする。

カウントの方法

1. 収納機能のある本体をカウントする。
2. 柱を共用する連結式の棚は、そのモジュール単位を 1 台とする。
3. 単柱式棚及び複式一体天板を持つ棚は、両面使用できるものは 2 台として扱う。

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
書架	・書架 （単柱式・複柱式）	・化粧板 ・天板（筆記・閲覧等用途） ・見出し・サイン ・幕板 ・金網 ・落下防止板 ・仕切板 ・引き出し ・扉	・展示棚（店舗専用） ・陳列棚（店舗専用） ・ケーブルラック ・台車 ・花台
物品棚	・軽量棚 ・中量棚（中軽量棚） ・重量棚 ・積上げ棚 （単柱式・複柱式）		
移動棚	・移動棚 （手押式・ハンドル式・電動式） ・スライド棚		
その他	・雑誌架 ・新聞架 ・パンフレットスタンド ・パソコンラック ・機器ラック ・電話台（箱型以外） ・カウンター（天板付き棚） ・ワゴン（キャスター付き棚） ・テレビ台（箱型以外） ・デスクシェルフ		

03-3 棚【具体例】

特定調達品目の対象となる範囲				特定調達品目の対象とならない範囲	
		製品例		オプション・付属品例	製品例
分類	品名	複柱式	単柱式		
書架				化粧板 天板 見出し・サイン	展示棚（店舗用） 陳列棚（店舗用） ケーブルラック
物品棚	軽量	開放型 幕板型 金網型 仕切型 引出型		幕板 金網 落下防止板	
	中量（中軽量）			仕切板 引出し 扉	台車
	重量	棚板付き重量棚			
移動棚		手動式 ハンドル式 電動式 スライド式			花台
その他		雑誌架・新聞架 パンフレットスタンド 機器ラック・パソコンラック カウンター ワゴン デスクシェルフ 電話台・テレビ台 			

＊カウンター・ワゴン・雑誌架・パンフレットスタンド等は、棚部材を中心に構成されている物は棚の範疇とし、収納など他のシリーズに掲載される物は非対象とする。又、パソコンラックや作業台等は、主用途が収納の物を棚とし、作業の物は机に分類する。

03-4 収納用什器（棚以外）【解釈】

品目の解釈

1. 箱型の形状のもので、物を入れるために作られたもの（キャスター付を含む）
2. 物を入れる：収納、保管を目的とする。
3. 展示、装飾、コレクション等を主たる目的とするものは、含まない。

カウントの方法

1. 収納機能のある本体のみをカウントする。（ベース、笠木等が個別の場合は含まない）
2. 箱体 1 個ごとにカウントする。
3. 組み立て式の収納家具は上下、左右の箱体の仕切りごとにカウントする。

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
システム収納	・壁面収納 ・移動型（スライド式収納） ＊組立て式を含む （組立て式：組み上がりで箱形状になるもの）	・ベース ・笠木 ・棚板 ・化粧パネル類 ・天板類 ・中仕切り類 ・転倒防止金具類 ・ハンガー類	・展示ケース ・陳列ケース ・ショーケース ・プラントボックス ・スモーキングスタンド類 ・ダストボックス類 （文具類で特定調達品目の対象） ・花台 ・レターケース （文具類で特定調達品目の対象）
キャビネット	・キャビネット類 ・ファイリング什器類 ・保管庫 ・機器収納（キャスター付きを含む） ・デスク周辺キャビネット ・マップケース ・サイドボード ・食器棚　　等 ＊飾り戸棚等は含まない		
ロッカー	・更衣ロッカー ・用具ロッカー ・シューズロッカー ・コインロッカー ・スクールロッカー　等		
小型の収納	・キーケース ・消火器ボックス ・テレビ台（箱型で収納機能のあるもの） ・電話台（箱型で収納機能のあるもの）		
ワゴン	・デスクアンダーラック ・デスク周辺ワゴン （デスクの袖引出し専用のものを除く）		

03-4 収納用什器（棚以外）【具体例】

特定調達品目の対象となる範囲

システム収納

製品例

壁面収納

移動型（スライド式収納）

＊独立した箱体ごとにカウントする（上下、左右の箱体の仕切りごと）
＊組立て式を含む（組立て式：組み上がりで箱形状になるもの）

キャビネット

製品例

ファイリング什器

保管庫類

デスク周辺キャビネット

クリアケース類

機器収納

食器棚

マップケース

その他（サイドボード等）

ロッカー

製品例

更衣ロッカー

用具ロッカー

コインロッカー

シューズロッカー

スクールロッカー等

小型の収納

製品例

キーケース

消火器ボックス

電話台

ワゴン

製品例

デスク周辺ワゴン

デスクアンダーラック

＊デスクの袖引出し専用のものを除く

特定調達品目の対象とならない範囲

オプション・付属品例

ベース

笠木

棚板

天板類

ハンガー類

中仕切り類

化粧パネル類

転倒防止金具類

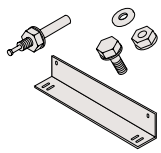

製品例

展示ケース、ショーケース、陳列ケース

ダストボックス類
（文具類で特定調達品目の対象）

スモーキングスタンド類

プラントボックス類

03-5 ローパーティション【解釈】

品目の解釈

1. 執務・会議・接客などの空間を形成することを目的とする間仕切で、天井との取り合いをもたず、かつ床から立ち上がって自立して単独で用いられるもの。
2. 間仕切の面材として、布・スクリーン類の材料のみで構成された簡易な衝立・スクリーンは除く。また、アコーディオン式の衝立・スクリーンの類も除く。
3. 支柱およびビームからなるフレームを主体とした構造体のものは、そのシリーズの中のパネルを対象とする。ただし、ロールスクリーン、カーテンのように一時的に仕切るものは除く。
4. パネル本体以外に、主要オプションである扉、ワークトップ、棚板（カウンタートップ含む）、吊りキャビネットは対象とする。前記以外のオプション、および組立に必要な連結材、金具等は対象外とする。
5. 下記のものは、他の品目で扱う。
   - 掲示あるいは展示を主目的とするパネルは「掲示板」の品目として扱う。
   - デスクトップパネルとシリーズ化されたパネルは、デスクに依らず床に設置されて自立して単独で用いられるもののみ「ローパーティション」の品目として扱う。
   - パーティションの製品シリーズであっても、構造的にパネルに依存しないキャビネットは「収納」、テーブル、ワゴンは「デスク」として扱う。
   - パネルに組み込まれるホワイトボードは、「ホワイトボード」の品目として扱う。

カウントの方法

1. システム型製品の場合、最終の組み上がり構成が特定できないため、シリーズの適否を判断するのには標準パネル（W=900、H=1400 ～ 1600）を使用するが、カウントは各サイズのパネル 1 枚毎に行う。
   パネル仕様が異なるものについても、パネル 1 枚毎にカウントする。
2. システム型製品の「扉」「ワークトップ」「棚板（カウンタートップ含む）」「吊りキャビネット」については、単体（製品コード単位）でカウントする。
3. 自立型製品の場合は、パネル枚数にかかわらず、製品コード単位でカウントする。

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
システム型製品	・ローパーティション・システム 【システム展開が可能な一般的なローパーティション。JOIFA の「事務用家具ローパーティション・システム一製品規格」（JOIFA - S003 - 1997）で定義される範囲】 ・パネル本体 ・扉 ・ワークトップ ・棚板（カウンタートップ含む） ・吊りキャビネット ・ビーム構造 【支柱およびビームを主たる構造体とし、必要に応じて間仕切り面を構成できるもの。】 ・パネル部を対象とし、ロールスクリーン、カーテンのように一時的に仕切るものは除く。	・連結材等のパネル組立に必要な部材 ・安定脚 ・配線関係オプション ・ハンギングバー、各種トレー、ピンナップボード、電話台等のオプション ・床固定金具、壁面固定金具等のパーツ ・照明器具 （照明で特定調達品目の対象）	・簡易な衝立、スクリーン製品 【間仕切の面材として、布、スクリーン類の材料のみで構成された簡易な衝立、スクリーン製品】
自立型製品	・自立型製品 【枠体やパネルで構成される単体の自立式のパーティション。キャスター付きも含む。】 ・複数パネルを有するものもセットコード又は製品コード単位とする。 ・枠体構造であっても、シリーズの中に布しか無いような簡易なものは、右表の「簡易な衝立、スクリーン製品」とし、対象外とする。		

03-5 ローパーティション【具体例】

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例

システム型製品

＊ローパーティション・システム
【システム展開が可能な一般的なローパーティション。JOIFAの「事務用家具ローパーティション・システム－製品規格」（JOIFA・S003・1997）で定義される範囲】

パネル本体

扉

ワークトップ

吊りキャビネット

棚板（カウンタートップ含む）

＊ビーム構造
【支柱およびビームを主たる構造体とし、必要に応じて間仕切り面を構成できるもの。】
・パネル部を対象とし、ロールスクリーン、カーテンのように一時的に仕切るものは除く。

連結材等のパネル組立に必要な部材

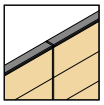

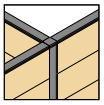

安定脚

配線関係オプション

コンセントユニット

AMP ユニット

コンセントBOX（単独使用）

コンセントBOX（システム使用）

＊簡易な衝立、スクリーン製品
【間仕切の面材として、布、スクリーン類の材料のみで構成された簡易な衝立、スクリーン製品】

自立型製品

＊自立型製品　【枠体やパネルで構成される単体の自立式のパーティション。キャスター付きも含む。】
・複数パネルを有するものもセットコード又は製品コード単位とする。
・枠体構造であっても、シリーズの中に布しか無いような簡易なものは、右表の「簡易な衝立、スクリーン製品」とし、対象外とする。

ハンギングバー、ピンナップボード、各種トレー、電話台等のオプション

＊デスクトップパネルとシリーズ化されたパネルは、デスクに依らず床に設置されて自立して単独で用いられるもののみ「ローパーティション」の品目として扱う。

対象外

対象
構造的にデスクに頼っていないことが条件

床固定金具、
壁面固定金具等のパーツ

床固定金具

壁面固定金具

照明器具
（照明で特定調達品目の対象）

＊掲示あるいは展示を主目的とするパネル。
→「掲示板」の品目とする。

03-6 コートハンガー【解釈・具体例】

品目の解釈

1. 衣類をそのまま、またはハンガーを利用して掛けられる独立した家具。
2. 他の家具や壁などに取り付けるものは含まない。

カウントの方法

1. ユニット本体のみをカウントする。
2. ハンガー（衣紋掛け）は含まない。

特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
製品例	オプション・付属品例	製品例
・コートハンガー ・衣類用ハンガー 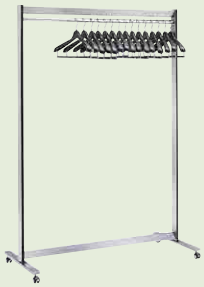 ・帽子掛けコートハンガー 		・フック類

03-7　傘立て【解釈・具体例】

品目の解釈

傘専用のストック機能を持つ独立した家具。

カウントの方法

ユニット全体をカウントする。

特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
製品例	オプション・付属品例	製品例
・傘立て 		・傘入れ袋スタンド ・傘入れ袋供給機　　等

03-8 掲示板【解釈】

品目の解釈

人に伝えるべき事柄を、紙等に書くなどしたものを張り出す又は掲げるためのボード。

カウントの方法

1. 壁掛け式の場合は 1 ユニットを 1 台としてカウントする。
2. 自立式の場合はスタンドを含めて 1 台としてカウントする。

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
壁掛式	・壁掛掲示板 ・教室用大型掲示板 （物品購入主体のものに限る） ・特殊粘着式掲示板 ・2way 掲示板 ・3way 掲示板	・画鋲 ・メモホルダー （ペーパーハンガー）＊1 ・カラーマグネット画鋲＊1 ・面ファスナー （＊1：文具類で特定調達品目の対象）	・ピクトサイン ・電子掲示ボードシステム （電子機器連動式のため対象外）
自立式	・両面脚付掲示板 ・片面脚付掲示板 ・壁面用 L 脚付掲示板 ・屏風式掲示板 ・特殊粘着式掲示板 ・案内板（インフォメーションボード） ・展示パネル		

03-8 掲示板【具体例】

	特定調達品目の対象となる範囲		特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例		オプション・付属品例	製品例
壁掛式	壁掛掲示板	教室用大型掲示板 （物品購入主体のものに限る）	画鋲	ピクトサイン
	特殊粘着式掲示板		メモホルダー＊1 （ペーパーハンガー）	
	2way 掲示板			電子掲示ボードシステム （電子機器連動式のため対象外）
	3way 掲示板		カラーマグネット画鋲＊1	
自立式	両面脚付掲示板	片面脚付掲示板	面ファスナー	
	壁面用Ｌ脚付掲示板	屏風式掲示板		
	特殊粘着式掲示板	案内板（インフォメーションボード） キャスター付き　自立固定		
	展示パネル			

（＊1：文具類で特定調達品目の対象）

03-9 黒板【解釈】

品目の解釈

色、材質を問わず、チョークで描画し、それを黒板拭きで拭き消しするボード。

カウントの方法

1. 壁掛け式の場合は 1 ユニットを 1 台としてカウントする。
2. 自立式の場合はスタンドを含めて 1 台としてカウントする。

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
壁掛式	・壁掛黒板 ・教室用大型黒板 （物品購入主体のものに限る）	・メモホルダー （ペーパーハンガー）＊1 ・カラーマグネット画鋲＊1 ・チョーク ・黒板拭き＊1 ・パーティションフック ・指示棒 ・レーザーポインター （＊ 1：文具類で特定調達品目の対象）	
自立式	・両面回転脚付黒板 ・片面脚付黒板 ・壁面用 L 脚付黒板 ・案内板		

03-9 黒板【具体例】

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
壁掛式	壁掛黒板 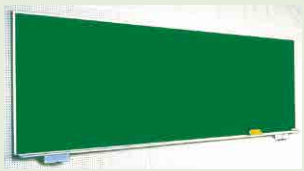 教室用大型黒板 （物品購入主体のものに限る） 	メモホルダー＊1 （ペーパーハンガー） カラーマグネット画鋲＊1 チョーク 黒板拭き＊1 パーティションフック 指示棒 レーザーポインター 	
自立式	両面回転脚付黒板 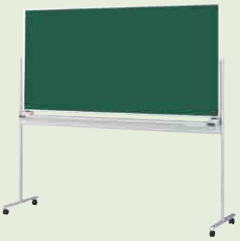 片面脚付黒板 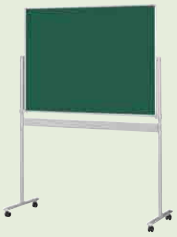 壁面用Ｌ脚付黒板 案内板 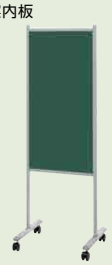 キャスター付 自立固定		

（＊1：文具類で特定調達品目の対象）

03-10 ホワイトボード【解釈】

品目の解釈

黒板以外の各種方式の筆記ボード。

カウントの方法

1. 壁掛け式の場合は 1 ユニットを 1 台としてカウントする。
2. 自立式の場合はスタンドを含めて 1 台としてカウントする。

	特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
	製品例	オプション・付属品例	製品例
壁掛式	・壁掛ホワイトボード ・教室用大型ホワイトボード （物品購入主体のものに限る） ・グリーンマーカーボード ・磁気筆記板 ・電子黒板 （コピーボード・OA ボード） ・ローパーティション対応ボード （組込品を含む）	・メモホルダー （ペーパーハンガー）＊1 ・カラーマグネット画鋲＊1 ・ホワイトボード用マーカー＊1 ・ホワイトボード用イレーザー＊1 ・パーティションフック ・指示棒 ・レーザーポインター ・磁気筆記板専用ペン ・磁気筆記板専用イレーザー （＊ 1：文具類で特定調達品目の対象）	・デジタルボード＊2 ・インタラクティブボード＊2 （＊ 2：主たる使用目的が筆記よりも映写主体のため対象外）
自立式	・両面回転脚付ホワイトボード ・片面脚付ホワイトボード ・壁面用 L 脚付ホワイトボード ・案内板 ・ミーティングボード ・グリーンマーカーボード ・磁気筆記板 ・電子黒板 （コピーボード・OA ボード）		

03-10 ホワイトボード【具体例】

特定調達品目の対象となる範囲

製品例

壁掛式

壁掛ホワイトボード

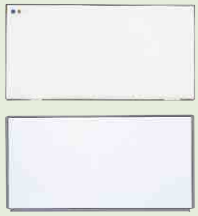

教室用大型ホワイトボード
（物品購入主体のものに限る）

グリーンマーカーボード

磁気筆記板

電子黒板
（コピーボード・OA ボード）

ローパティション対応ボード
（組込品含む）

自立式

両面回転脚付ホワイトボード

片面脚付ホワイトボード

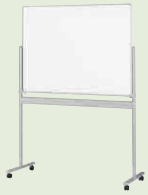

壁面用Ｌ脚付ホワイトボード

案内板

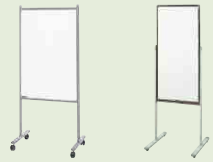

ミーティングボード

グリーンマーカーボード

磁気筆記板

電子黒板
（コピーボード・OA ボード）

特定調達品目の対象とならない範囲

オプション・付属品例

メモホルダー＊1
（ペーパーハンガー）

カラーマグネット画鋲＊1

ホワイトボード用マーカー＊1

ホワイトボード用イレーザー＊1

パーティションフック

指示棒

レーザーポインター

磁気筆記板専用ペン

磁気筆記板専用イレーザー

（＊1：文具類で特定調達品目の対象）

製品例

デジタルボード
（主たる使用目的が筆記よりも映写主体のため対象外）

インタラクティブボード
（主たる使用目的が筆記よりも映写主体のため対象外）

03-11 個室ブース【解釈】

品目の解釈

1. WEB会議や集中作業等を行うスペースとして利用するための、主として壁、ドア及び天井で囲われた移動や移設が可能な *1 ブース。主にワークトップ、いす等を備えている。(*1 建築物の一部として床や壁等に堅固に固定されていない)
2. 天井や床の無い製品も個室ブースの品目の対象とする。
3. ローパーティションとして組み替えて使用可能なものは除く。
4. 面材が布・スクリーン類の材料のみで構成された簡易なブースは除く。

カウントの方法

1. ブース 1 個ごとにカウントする。

特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
製品例	オプション・付属品例	製品例
・クローズ型 ・セミクローズ型 (天井や床の無いもの)	・いす、ソファー ・ワークトップ、テーブル、棚板 (ブース本体に組み込まれたいす、ソファー、ワークトップ、テーブル、棚板類は、主要材料を計算する際の対象となる。) ・モニター取付金具 ・換気扇 ・電源コンセント類 ・消火装置 ・人感センサー ・吸音パネル ・照明器具 (照明で特定調達品目の対象)	・4面(周り)が囲われていないブース (ローパーティション、いす、机に該当するものは、当該品目に分類する。) ・面材が布・スクリーン類の材料のみで構成された簡易なブース

03-11 個室ブース【具体例】

特定調達品目の対象となる範囲

製品例

クローズ型

セミクローズ型
（天井や床の無いもの）

特定調達品目の対象とならない範囲

オプション・付属品例

いす・ソファー・テーブル

（ブース本体に組み込まれたいす、ソファー、ワークトップ、テーブル、棚板類は、主要材料を計算する際の対象となる。）

モニター取付金具

換気扇

電源コンセント類

消火装置

人感センサー

照明器具

（照明で特定調達品目の対象）

製品例

4面（周り）が囲われていないブース（ローパーティション、いす、机に該当するものは、当該品目に分類する。）

03-12 ディスプレイスタンド【解釈】

品目の解釈

1. ディスプレイを固定する独立した家具。
2. 自立する家具であり、壁・床、天井や他の家具などに取り付けるものは含まない。
3. ディスプレイを固定する機能が無い、単に載せ置くものは除く。

カウントの方法

1. スタンド本体をカウントする。

特定調達品目の対象となる範囲	特定調達品目の対象とならない範囲	
製品例	オプション・付属品例	製品例
・ディスプレイスタンド （壁寄せタイプは、壁・床への固定を必須とするものを除く）	・棚板 ・収納キャビネット （ディスプレイスタンド本体に組み込まれた棚板、収納キャビネット類は、主要材料を計算する際の対象となる） ・カバー用パネル ・転倒防止金具・バンパー類 ・カメラ等取付金具	・壁、床、天井、他の家具に取付けるもの ・ディスプレイを固定する機能が無い、単に載せ置くもの ・デジタルサイネージスタンド （デジタルサイネージ機器としてスタンドを含めた構造のもの。主たる機能がデジタルサイネージ機器のため対象外）

03-12 ディスプレイスタンド【具体例】

特定調達品目の対象となる範囲

製品例

ディスプレイスタンド

（壁寄せタイプは、壁・床への固定を必須とするものを除く）

特定調達品目の対象とならない範囲

オプション・付属品例

棚板

収納キャビネット

（ディスプレイスタンド本体に組み込まれた棚板、収納キャビネット類は、主要材料を計算する際の対象となる）

カバー用パネル

転倒防止金具・バンパー類

カメラ等取付金具

製品例

壁、床、天井、他の家具に取付けるもの

ディスプレイを固定する機能が無い、単に載せ置くもの

デジタルサイネージスタンド

（デジタルサイネージ機器としてスタンドを含めた構造のもの。主たる機能がデジタルサイネージ機器のため対象外）

グリーン購入法の手引
[オフィス家具等]

2002年8月〈第1版〉
2023年4月〈第12版〉

[発行]
一般社団法人 日本オフィス家具協会(JOIFA)
Japan Office and Institutional Furniture Association

〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町1-12-11　リガーレ日本橋人形町2F
TEL　03-3668-5588
FAX　03-5645-2255
E-mail　info@joifa.or.jp
(転写・複写は固くお断りいたします)

JOIFA グリーンマーク表示会員企業名

- アイコ株式会社
- 愛知株式会社
- アイリスチトセ株式会社
- 株式会社アダル
- アルプススチール株式会社
- 株式会社イチムラ
- 伊藤産業株式会社
- 株式会社イトーキ
- 株式会社稲葉製作所
- 株式会社井上金庫製作所
- 株式会社イヨベ工芸社
- 株式会社内田洋行
- 株式会社オカムラ
- 株式会社オーツー
- 株式会社キノシタ
- 株式会社規文堂
- 株式会社くろがね工作所
- 株式会社弘益
- 光葉スチール株式会社
- コクヨ株式会社
- コマニー株式会社
- 金剛株式会社
- 株式会社SANKEI
- 三進金属工業株式会社
- 生興株式会社
- 株式会社関家具
- ダイシン工業株式会社
- 株式会社ドリームウェア(DUOBACK)
- 東京鋼鐵工業株式会社
- 東洋事務器工業株式会社
- トヨセット株式会社
- 豊通ファシリティーズ株式会社
- 株式会社ナイキ
- ナゼロ株式会社
- ニシキ工業株式会社
- 日学株式会社
- 株式会社ノーリツイス
- パブリック株式会社
- 扶桑金属工業株式会社
- 株式会社文祥堂
- プラス株式会社
- 株式会社ホウトク
- 山金工業株式会社
- 株式会社山定
- 株式会社ライオン事務器

(50音順)

www.joifa.or.jp